

施設名	刈谷市高齢者福祉センター(刈谷市養護老人ホーム)
主管部課等名	福祉健康部長寿課

(1)指定管理者の概要

指定管理者	社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会		
所在地	刈谷市下重原町3丁目120番地		
管理体制	所長1人、看護師2人、生活指導員1人、支援員4人、栄養士1人、事務員1人、嘱託医1人、日直員3人、宿直員6人		
指定期間	R2.4.1～R7.3.31	指定方法	任意
管理業務の内容	施設の管理運営に関する業務、入所者の健康管理や生活指導に関する業務、老人短期入所事業に関する業務		

(2)運営状況

行事・講座等	個別機能リハ、遊びリテーション、昔わらい会、歯磨きクラブ、ぬりえ、ボッチャ、喫茶ひまわり、初詣、ボッチャ大会、敬老会、クリスマス会、節分豆まき、お花見、誕生会、スタンプラリー、喫茶レクリエーション、買い物デー、遠足等レクリエーション			
サービス向上への取り組み	入所者の高齢化や介護度があがっているが、各種運動教室の実施や適切な介護サービスの利用を行い、入居者の機能向上等に努めている。			
利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数(各年度4月1日現在)(人)	27	24	18	18
老人短期入所事業(日数)	695	479	356	715

満足度アンケート	概要	実施時期:毎年3月 実施方法:入所者へアンケート用紙を配布・回収(配布数:23枚) 設問:施設での生活満足度に関して「良い」「まあ良い」「普通」「あまり良くない」「良くない」から選択			
	結果	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	「良い」「まあ良い」の割合(%)	52.0	53.0	67.0	39.0
	上記への対応状況	「良い」「まあ良い」の割合が低下してきている原因としては、入所して5年未満の方が令和5年度は74%を占め、自宅で生活してきた方が規則のある施設に移り、適応するまでに時間がかかることや、介護度の上昇につき施設設備に不安がある方が増えたことが考えられる。			

モニタリング実施結果

主な意向及びその対応状況	コロナ禍だが外出したいとの要望について、高齢者の入所施設としてコロナの感染防止対策を徹底しつつ、可能な範囲で個人の要望に添うことができるよう対応している。
主な意向及びその対応状況	小遣いや嗜好品(菓子、たばこ等)に関する要望について、その都度入所者や職員とで話し合い、貯蓄状況及び身体状況と照らし合わせ、集団生活における規律を乱さない範囲で、個人の要望に添うことができるように対応している。
主な事故内容及びその対応状況	職員が少ない休日や、早朝・夜間における入所者やショートステイ利用者の体調の急変時に、宿日直職員と看護師が連絡を取り合い、検温や服薬及び血圧測定の指示を行ったり、緊急に受診が必要な場合には付き添いをする等の対応をとった。
その他特記事項	スタンプラリーはコロナ禍で自由な外出ができなくなったことから始めた取り組みであるが、景品と交換することで参加者も楽しんで取り組み続けることができている。

## (3) 収支の状況

収支の状況(単位:円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	123,644,930	125,490,113	115,947,965	121,486,769
	利用料金	0	0	0	0
	その他	9,087,756	15,683,669	17,247,897	10,547,917
	収入(計)	132,732,686	141,173,782	133,195,862	132,034,686
支出	事業費	23,307,271	22,562,199	25,774,815	24,020,096
	管理運営費	31,675,149	32,114,049	32,391,825	34,724,694
	人件費	53,281,951	55,065,968	50,333,408	53,951,654
	その他	8,784,646	15,683,669	15,747,897	8,947,917
	支出(計)	117,049,017	125,425,885	124,247,945	121,644,361

## (4) 総合評価

評価項目	判定
法令等の遵守	B
適正なサービスの提供(苦情対応・アンケートなど)	B
運営状況(協定書、事業計画書等に沿って運営されているか)	B
施設の利用状況(稼働状況、事業計画の達成度など)	B
管理経費等の収支状況(経理状況や経費節減の取組み)	B
自主事業の実施状況	B
施設の維持管理状況	B
保守管理の実施状況	B
総合評価	判定
評価の理由	適切な管理状態が保たれており、期待どおりの業務内容である。
	B

## (4) 総合評価の欄について

判定は、各項目につき、下記の4段階評価し、評価不能な項目は「－」とする。

- A: 協定書、仕様書に定める内容を上回る成果があった。
- B: 概ね協定書、仕様書に定める内容どおりの成果があった。
- C: 協定書、仕様書に定める業務内容に達しない面があり、改善の努力が必要。
- D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する。
- －: 実施していない。